安心・安全にドアをお使いいただくために。

2004

シンボルマークの意味

防犯＝Crime Preventionの頭文字CとPを図案化

「防犯性の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で定められた防犯性能試験を行い、想定される侵入手口の攻撃に対して5分以上防ぐ性能を有することが確認された製品を示すマークです。

防犯性能の高い玄関ドア

昨今、侵入窃盗（強盗）事件の増加が大きな社会問題としてクローズアップされています。対策として、防犯性能の高い建物部品の開発が早急に求められることになり、平成14年11月に、警察庁、関係省庁、関係民間団体による官民合同会議が設置されました。同会議では、実際の犯罪手口を踏まえた攻撃方法について試験を実施、犯罪者の侵入を5分以上防ぐ性能を有するものを「防犯性能の高い建物部品」として公表しています。

当社では、この「防犯性能の高い建物部品」の目録に公表されている玄関ドアを、防犯対策のアイテムとしておすすめいたします。

参考資料・1「防火性について」

■防火性とは？

防火性とは、建築物の火災に対する安全性のレベルを表す性能です。建築基準法、建築基準法施行令、建設省（現、国土交通省）告示等で詳細に規制されています。

なかでも、耐火建築物、準耐火建築物や防火地域又は準防火地域にある建築物の外壁で、延焼のおそれのある部分の開口部については、炎を遮り延焼を防止するために、「防火設備」（防火戸）の使用が義務づけられています。

■防火設備の種類

□特定防火設備

火災の拡大を防止するものであり、防火区画や防火壁の開口部、外壁の開口部、避難階段の出入口部分などに用いられています。

□防火設備

主として、開口部の延焼防止を目的として、防火区画の一部や外壁の開口部などに用いられています。

<（特定）防火設備の規定>

遮炎性能に関して、政令で定める技術的基準に適合するもの

- 国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの（*1）
- 国土交通大臣の認定を受けたもの（*2）

■（特定）防火設備の規定

（特定）防火設備は、政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるか、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。

■（特定）防火設備の構造方法（*1）

特定防火設備及び防火設備の技術基準に適合する構造方法については建設省（現、国土交通省）告示により、右表のように規定されています。

材料の種類	特定防火設備（平成12年建設省告示第1369号）	防火設備（平成12年建設省告示第1360号）
鉄製	鉄板厚さ1.5mm以上のもの 骨組が鉄製で、両面にそれぞれ厚さ0.5mm以上の鉄板を張ったもの	鉄板厚さ0.8mm以上1.5mm未満のもの
鉄骨コンクリート製 鉄筋コンクリート製	厚さ3.5cm以上のもの	厚さ3.5cm未満のもの
土蔵造	厚さ15cm以上のもの	厚さ15cm未満のもの
鉄と網入ガラス	——	鉄及び網入ガラスで造られたもの
骨組に防火塗料を塗布した木材製	——	屋内面に厚さ1.2cm以上の木毛セメント板又は厚さ0.9cm以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの
防火塗料を塗布した木材及び網入ガラスで造られたもの	——	開口面積が0.5㎡以内の開口部に設ける戸

参考資料・2「遮音性について」

■遮音性とは？

遮音性とは、室外から室内へ侵入する音、室内から室外へ漏れる音をどれくらい遮ることができるかを表す性能です。室外の騒音レベルから、サッシ・ドアセットの遮音性能値を差し引いたものが、およその室内の騒音の大きさとなります。

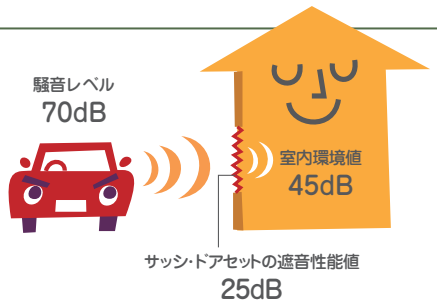

■遮音性の等級と性能

JIS A 4706・JIS A 4702に遮音性による等級と性能（判定基準）が下表のように決められています。サッシ・ドアセットの音響透過損失試験の結果を右のグラフに書き込み、曲線がそれぞれの等級線を下回らない遮音等級線（ただし各周波数で該当する遮音等級線を下回る換算値の合計3dB以下の場合は、その遮音等級とする）を読み判定します。

性能項目	等 級	等級との対応値	性　能
遮音性	T-1 T-2 T-3 T-4	遮音等級線 T-1等級線 T-2等級線 T-3等級線 T-4等級線	該当する等級について、JIS A 4706・4702に規定する遮音等級線に適合すること。

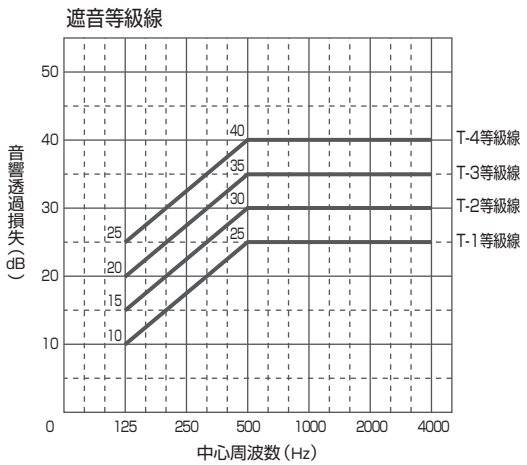

参考資料・3「断熱性について」

■断熱性とは？

断熱性とは、熱が移動するのをどれくらい抑えることができるかを表す性能です。

熱は、高温側から低温側に移動し、両側が同じ温度になったとき、移動が停止します。建築物でいえば、天井、壁、床などの材料の中でも熱を通しやすいものと通しにくいものとがあり、これらの材料の選択によって熱移動を最小限に抑えることが大切です。

断熱性は、熱貫流抵抗（R値）を基準とした等級で表します。

熱貫流率（K値）は、内外空気の温度差が1℃あるとき、1m²当たり1時間につき、何Wの熱が移動するかをいい、単位はW/（m²・K）で表します。

熱貫流抵抗（R値）は、熱貫流率の逆数（R=1/K）で、単位はm²・K/Wで表します。

■断熱性の等級と性能

JIS A 4706・JIS A 4702に、断熱性による等級と性能（判定基準）が右表のように規定されています。

等級	等級との対応値 熱貫流抵抗 m²・K/W	性能
H-1	0.215以上	該当する等級について、対応する熱貫流抵抗に適合すること。
H-2	0.246以上	
H-3	0.287以上	
H-4	0.344以上	
H-5	0.430以上	

■選定の目安

サッシ・ドアセットの断熱性は、建築物の地域性・立地条件・居住環境等により選定します。

選定の目安には「省エネ法」「品確法」に規定または推奨された開口部の断熱基準等があります。それぞれの断熱性能は、表示方法が異なっていますが、右表のように近似したグループにわけることができます。

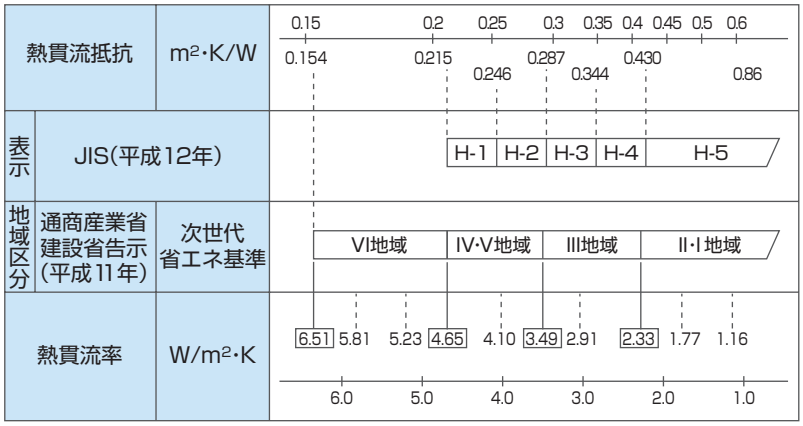

■地域ごとの推奨断熱性能（地域区分）
次世代省エネルギー基準

地域区分は下表によります。
告示の基準を色分けすると右図のようになります。

地域の区分	都道府県名
Ⅰ	北海道
Ⅱ	青森県　岩手県　秋田県
Ⅲ	宮城県　山形県　福島県　栃木県　新潟県　長野県
Ⅳ	茨城県　群馬県　埼玉県　千葉県　東京都　神奈川県 富山県　石川県　福井県　山梨県　岐阜県　静岡県 愛知県　三重県　滋賀県　京都府　大阪府　和歌山県 兵庫県　奈良県　鳥取県　島根県　岡山県　広島県 山口県　徳島県　香川県　愛媛県　高知県　福岡県 佐賀県　長崎県　熊本県　大分県
Ⅴ	宮崎県　鹿児島県
Ⅵ	沖縄県

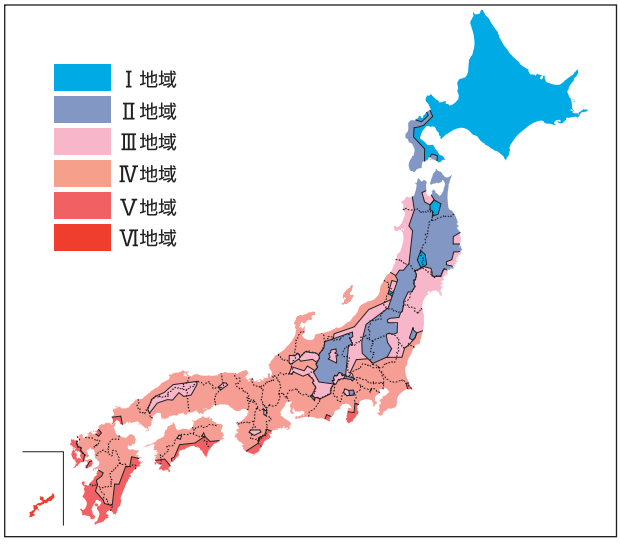

参考資料・4　製品保証について

＜保証期間＞
施工業者よりの引渡し日から2年間とします。
（注1）改修工事の場合は、改修部分の工事完了の日とします。
（注2）分譲住宅（建売住宅）・分譲マンションの場合は、建築主様への引渡し日とします。
（注3）ドアクローザーや錠前の保証期間は、上記にかかわらず別途定めた内容によります。

＜保証内容＞
取扱説明書、ラベルその他の注意書きに基づく適正なご使用状態で、保証期間内に不具合が発生した場合には、下記に例示する免責事項に該当する場合を除き、無料修理いたします。ただし、遠隔地や離島への出張修理の場合は交通に要する実費をいただく場合もあります。なお、強風時に雨水が浸入することがありますが、この製品上の特性であり不具合ではありません。

＜免責事項＞
1. 天災その他の不可抗力による不具合、またはこれらによって製品の性能を超える事態が発生した場合の不具合
2. 製品または部品の経年変化や経年劣化、またはこれらに伴う錆、カビ、またはその他の不具合
3. 製品周辺の自然環境、住環境などに起因する結露、腐食、またはその他の不具合
4. 自然現象や使用環境に起因する不具合
5. 表示された製品の性能を超えた性能を必要とする場所に取り付けられた場合の不具合
6. 建築躯体の変形など、製品以外に起因する不具合
7. 本来の使用目的以外の用途に使用された場合の不具合、または使用目的と異なる使用方法による不具合
8. 当社の手配によらない加工、組立、施工、管理、メンテナンスなどに起因する不具合
9. お客様自身の組立、取付、修理、改造に起因する不具合
10. 引き渡し後の操作誤り、整備不良、または適切な維持管理を行わなかったことによる不具合
11. 使用に伴う接触部分の摩耗・傷・塗装の剥がれや時間経過による塗装の褪色、樹脂部分の変質・変色、めっきの劣化、またはこれらに伴う錆などの不具合
12. 施工当時実用化されていた科学や技術、知識では予測することが不可能な現象、またはこれが原因で生じた不具合
13. 犬、猫、鳥、ネズミ、昆虫、ゴキブリ、クモなどの小動物、またはつるや根など植物に起因する不具合
14. 機能上支障のない音、振動など感覚的現象
15. 犯罪などの不法な行為に起因する破壊や不具合

※保証期間経過後の修理・交換などは有料です。
※本記載によって、お客様の法律上の権利を制限するものではありませんので、保証期間経過後の修理その他について不明な場合は、最寄りの当社支店・営業所にお問い合せください。

定期点検契約のおすすめ
末永く、安全にお使いいただくためには、定型点検が必要です。定期点検契約を結んでいただくと、専門家による点検と保守を行います。動作状態のチェックと給油、消耗部品の交換などを定期的に実施し、正常に動くよう入念な調整をいたします。点検の記録は当社に保管し、お客様にそのつど報告いたします。機能低下や不慮の事故を防ぐため、定期点検契約をおすすめします。

お手入れ方法

●スチール、ステンレス、アルミ製品共通
・雨などにより、泥、ほこりなどが付着しますと錆の発生を早め、美観上からも好ましくありません。
・製品が汚れた場合は、濡れた布などで汚れを落とした後、固く絞った布などで水分をふき取ってください。
・水洗いで落ちない場合は、ぬるま湯で薄めた中性洗剤を使用したのち、水洗いし、最後に乾いた布で水分をふき取ってください。
・なお、強風の際（特に台風の場合）は、塩分が内陸部まで飛来することがあるので、風が収まった後、できるだけ早い時期の清掃が必要です。

＜注意事項＞
・お手入れの際は、柔らかい布をご使用ください。
・製品へのキズを避けるため、金属ブラシ、たわし、みがき粉等の硬いものでこすらないでください。製品にキズが付く、錆の原因となります。
・酸性またはアルカリ性の洗剤、ベンジン、シンナー、ガソリンなどの有機溶剤は、変色や腐食の原因となりますので使用しないでください。

●ステンレス部品の注意事項
・ステンレスは錆びないと考えられがちですが、絶対に錆びない素材ではありません。通常、塗装など表面処理をしない状態で用いられますので、清掃も頻繁に必要です。
・初期の錆については、ぬるま湯で薄めた中性洗剤を使用したのち、水洗いし、最後に乾いた布で水分をふき取ります。
・泥、ほこり、塩水、排気ガス中の有害成分、洗浄薬液、もらい錆の付着は、ステンレス自体の錆に発展しますので、早めの清掃が必要です。

●スチール塗装品の再塗装
再塗装時期は、塗料の種類や環境により異なりますが、3～7年に1度が適当です。

＜お手入れ回数の目安（一年あたりの回数）＞

	海岸地帯	工業地帯	市街地	田園地帯
スチール（塗装品）	1～4	1～3	1～2	1
ステンレス（素地）	10～12	8～10	8～10	4～6
アルミ（クリア塗装）	1～4	1～3	1	1